

ヘルストピア延岡ホームページリニューアル業務委託契約書

一般社団法人 ヘルストピア延岡（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、ヘルストピア延岡ホームページリニューアル業務委託について、次のとおり契約する。

（契約の目的）

第1条 甲は、ヘルストピア延岡ホームページリニューアル業務（以下「本業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（本業務の内容）

第2条 乙は、別紙「仕様書」により本業務を遂行しなければならないものとする。

（契約期間）

第3条 本業務に係る契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、本業務に対する委託料として金2,000,000円（うち消費税および地方消費税額200,000円とする）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除とする。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、本業務の全部または一部の処理を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（知的財産権および所有権）

第8条 乙は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

2 本業務における成果物の所有権、著作権およびその他の権利は、当該引き渡し、なら

びにウェブサイト上に更新を行った時点をもって原則全て甲に帰属するものとする。

ただし、乙が開発したシステム、知的財産にあたるもの、有料画像など第三者が著作権を保有するものは除く。

(資料等の貸与および返還)

第 9 条 甲は、乙が本業務を遂行する上で必要と認められる資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与するものとする。

2 乙は、貸与品を管理者の注意をもって管理し、本業務以外の目的に使用してはならない。

3 乙は、本業務が完了したときは、速やかに貸与品を甲に返還するものとする。ただし、甲の承諾または指示があったものについては、この限りではない。

(秘密の保持)

第 10 条 乙は、本業務の遂行上直接もしくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

第 11 条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、第三者に開示し、または漏えいしてはならない。

2 乙は、取り扱う個人情報を、甲の承諾を得ることなく、本業務遂行以外の目的で、加工、利用、複写または複製してはならない。

(アクセシビリティの向上)

第 12 条 乙は、アクセシビリティ向上のため、ウェブアクセシビリティ基盤委員会が示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき履行しなければならない。

(本業務の内容の変更等)

第 13 条 甲は、必要に応じて本業務の内容を変更し、または本業務を一時中止することができるものとする。この場合において、委託料または委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(検査)

第 14 条 乙は、本業務が終了したときは、速やかに甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、本業務が仕様書に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(委託料の支払)

第 15 条 乙は、前条の規定による甲の検査確認を得た後、甲に対して本業務に係る委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その翌月末日までに委託料を支払うものとする。

(履行遅延違約金)

第 16 条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに本業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、年 5 パーセントの割合で計算した額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない、ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 委託期間内に本契約を履行しないとき、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) この契約の履行にあたり、不正な行為があると認められるとき。
- (3) 第 17 条の規定によらず、この契約の解除の申し出があつたとき。
- (4) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。
- (5) 乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令または第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、乙に違反行為があつたとして行つた排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟が起訴され、当該訴訟について請求棄却または訴え却下の判断が確定したとき。

ウ 乙（乙の役員またはその使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 条）第 96 条の 6 もしくは第 198 条または独占禁止法第 89 条第 1 項もしくは第 95 条第 1 項第 1 号による刑が確定したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、違約金として委託料の 100 分の 10 に相当する金額を甲に支払うものとする。

3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

(公正入札違約金)

第 18 条 乙は、前条第 1 項第 5 号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。

2 前項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であったものまたは構成員であったものに違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、乙の代表者であったものおよび構成員であったものは、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(危機負担)

第 19 条 委託期間中に本業務の処理に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(不可抗力による損害)

第 20 条 乙は、天災その他の不可抗力により、重大な損害を受け、契約の履行が不可能となったときは、甲に対し、遅延なくその理由を詳細に記した書類を提出し、この契約の解除を請求することができる。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、直ちに調査を行い、乙が明らかに損害を受け、これにより契約の履行が不可能となったことが認められる場合は、乙の契約解除の請求を承認するものとする。

(契約不適合責任)

第 21 条 本業務完了後、1 年以内に業務に係る契約不適合が発見された場合、乙は、甲の指示に従い、必要な措置を無償で行うものとする。

(合意管轄)

第 22 条 本契約に関連して甲乙間に生じた一切の訴訟については、宮崎地方裁判所のみを専属的合意管轄裁判所とする。

(契約の定めのない事項)

第 23 条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義の生じた事項について

は、協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、契約書を 2 通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮崎県延岡市長浜町 3 丁目 1954-2
株式会社 ヘルストピア延岡
代表取締役 三浦 久知

乙